

サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体のセキュリティ意識の向上

2月1日から3月18日まではサイバーセキュリティ月間です。不審なメールによる情報漏洩被害や、個人情報流出などを防ぐには ・ITリスクなどの情報を「知る」・セキュリティ上の脅威から身を「守る」・サイバーセキュリティ対策を「続ける」ことが大切です。一人ひとりがサイバーセキュリティについて、関心を高めましょう。

《不審メールの事例》

宅配業者の不在通知を装うショートメッセージを送りつけ、偽サイトに誘導する事案

表示されたURLに接続すると、偽サイトが表示され、

- ①不正なアプリのダウンロード(Android端末が対象)
- ②Apple ID、パスワード、電話番号、認証コードの入力(iPhoneが対象)

を求められます。

求められるがまま、操作すると

- ・スマートフォンが予期せぬ動作をする
- ・身に覚えのない料金を請求される
- ・Apple IDと関連するサービスが不正使用される

等のおそれがあります。



不正なアプリをインストールしたり、AppleID、パスワード、電話番号、認証コードを入力してしまった場合の対応

○不正なアプリをインストールしてしまった場合 (Android端末が対象)

- ・スマートフォンを機内モードにする (電波を遮断し、データ通信をストップさせるため)
- ・不正なアプリをアンインストール (削除) する
- ・端末を初期化してデータを復元する

※不正なアプリの影響が不明なため、より安全な措置として紹介していますので、ご自身の判断で実施してください。

- ・各種サービスのパスワード変更、お使いの通信事業者に連絡、キャリア決済の請求確認をする

○電話番号と認証コードを入力してしまった場合 (iPhoneが対象)

- ・直ちにお使いの通信事業者に連絡、キャリア決済の確認をする

○Apple IDとパスワードを入力してしまった場合 (iPhoneが対象)

- ・直ちにパスワードを変更する



STOP! 特殊詐欺被害

「暗証番号教えて」
「現金、カードを預かる」は詐欺

金融機関職員や警察官がキャッシュカードや現金を預かることはありません。

「かぜひいた」「電話番号が変わった」
「お金がいる」は詐欺

以前から知っている元の電話番号に確認を!

「宅配便・ゆうパック等で現金を送れ」は詐欺

宅配便等で現金を送ってはいけません。

「電子マネーを買って番号を教えて」は詐欺

「有料サイト利用料」「当選金」
「訴訟最終告知」などの名目があります。

架空請求のはがきに注意!

「訴訟最終告知のお知らせ」などのはがきが来ても電話をかけないようにしましょう。

